

第7回
会津美里町農業委員会定例総会

令和6年6月20日 木曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第7回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年6月20日 木曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
		6番 松本 晋平
		7番 木野 光洋
	8番 福田 真実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間船 一男	
	推進委員 佐藤 和人	推進委員 渡邊 武雄
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
	推進委員 上野 貞二	推進委員 梅宮 孝
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 齋藤 武美
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	3番 眞鍋 伸太郎	8番 福田 真実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

佐瀬 博巳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、6番 松本晋平 委員、7番 木野光洋 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第7回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局次長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 眞鍋伸太郎 委員、8番 福田真実 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

- 議 長 それでは議事に入ります。
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。
- 事務局次長 受付番号9番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は米田字米沢〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が兼業による経営縮小のため、譲受が経営規模の拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
- 受付番号10番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は米田字米沢〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が兼業による経営縮小のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
- 受付番号11番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は鶴野辺字上長尾〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が兼業による経営縮小のため、譲受が経営規模の拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
- 議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第20号についての質疑を求めます。
- なしの声 —
- 議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。
- 挙手全員 —
- 議 長 賛成全員と認め、議案第20号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を
審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。申請農地は永井
野字上町〇〇番 外〇〇筆 畑〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は
1㎡あたり〇〇円です。移転理由は物置等で追認案件です。工事着工及び
完成年月日は、許可日から令和6年6月30日です。建築物の名称及び面積
は、住宅の一部で〇〇㎡、物置等〇〇㎡、通路〇〇㎡です。なお、現地
調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席
委員から報告を求めます。佐藤和人 委員より報告願います。

佐藤(和)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和6年6月7日 午前9時30分から調査を行いました。出席者は、譲渡人
の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務
所企画部指導調整課、町農業委員会より、眞鍋伸太郎 委員と私、事務局の佐
瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、物置等で追認
案件となります。申請地は、昭和44年に、譲受人の親族が、譲渡人の親族か
ら隣接する宅地を購入した際、農地法の手続きを経ないまま併せて賃借契約
を結んでしまいました。その後、譲受人の親族が自ら資材を調達し、簡易的な
物置などを建築し、現在まで使用していました。今回、所有権を移転しようと
した際に、登記地目が農地であることが判明したため、農地転用許可申請が行
われませんでした。付近への被害防止策ですが、申請地は十分に転圧されているた
め、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は
発生せず、雨水は自然地下浸透で処理するため影響はありません。その他周辺
農地への影響ですが、申請地の周囲は宅地化しているため周辺農地への影響
はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第21号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願
います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 21 号は原案のとおり 許可相当 の意見を付すこと
に決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います
が、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 84 番から 99 番までを議題といたしますので、これ
より質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 84 番から 99 番まで原案のとおり決定いたします。
次に、100 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係してあり
ますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 100 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 23 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 1 番から 7 番、農地の所在は宮川字大道西甲○○番 外○○筆です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は○○さんです。現地確認の結果、2 番が山林で、そのほかは原野とすることが妥当との判断であります。

8 番から 19 番、農地の所在は東尾岐字宮○○番 外○○筆です。地目、面積、把握日等については一覧表のとおりです。所有者は○○さんです。現地確認の結果、17, 19 番が山林で、そのほかは原野とすることが妥当との判断であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号 1 番から 19 番について、上野貞二 委員より報告願います。

上野委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。
通し番号 1 番から 7 番、非農地化希望申請者は○○さんです。当該地については、農地法の運用について第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、

令和6年5月30日 午前9時から現地を調査いたしました。

出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は星忠彦 委員と私、事務局から田邊係長の立ち会いにより現地調査を行いました。判断基準は、農地法の運用について第4（4）に基づき判断いたしました。宮川字大道西甲〇〇 外〇〇筆は、観音集落及び落合集落の周辺の山あい位置しております。

現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は、未整備の農地であり、申請人の前の代より20年以上不耕作地となっております。農地の形状も小さく異形で、農作業道路も狭いため、耕作用大型機械は通行できない状況にあります。また、一部の農地は、杉が植えられ山林の様相を呈しております。

よって、当該農地は、周囲の状況からみて、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地として判断いたしました。申請地は、隣地も現況、山林・原野であるため他への影響はありません。宮川字本村上甲〇〇番は非農地・山林外〇〇筆は非農地・原野が妥当であると判断いたしました。

続きまして、通し番号8番から19番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。同日、午後1時30分から現地を調査いたしました。

出席者は、土地所有者〇〇さんの立ち会いにより現地調査を行いました。東尾岐字宮〇〇番 外〇〇筆は、旧東尾岐公民館周辺の山あい位置しております。現地を精査し申請人より聞き取りをしたところ、当該農地も未整備の農地で、申請人の前の代から20年以上耕作をしておらず、一部には灌木が生い茂り、原野の様相を呈しておりました。また、現地への進入路は狭く、一部は橋がない川向いにあり、耕作用機械が通行できない状況にあります。よって、周囲の状況から見て、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地として判断いたしました。当該農地は、山林と原野に囲まれた土地であり、他の農地への影響はありません。東尾岐字田中〇〇番、〇〇番は非農地・山林、外〇〇筆は非農地・原野が妥当であると判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第23号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 23 号は原案のとおり決定いたしました。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 16 号から第 19 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 16 号は 12 件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 17 号、合意解約については 6 件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取りいただきたいと思えます。以上です。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 報告第 18 号については、転用許可証の紛失であり、地目変更のために証明書を発行したもので、転用目的は、一般住宅用地の進入路用地です。詳細は、記載のとおりとなります。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について】

事務局次長 農地中間管理機構を通して貸し付けた農地について借受人が変更となったものです。詳細は、記載のとおりとなります。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは、報告事項について質疑を求めます。質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第7回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14:35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年6月20日

議 長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(3番 眞鍋伸太郎)

議事録署名人 _____
(8番 福田 真実)